

お済みですか？

住まいの家具の 転倒防止対策！

総務課防災危機管理室
☎(25) 11118



過去の大震災では、転倒した家具の下敷きとなり、犠牲になったかたが多くいました。家具を固定しておくことで、家具の下敷きになることを防ぎ、地震から生き残ることができ、また、家具が固定されていれば、避難経路の確保にも繋がり、揺れが収まった後で襲ってくる津波から逃げることもできます。

家具転倒防止器具支給事業

市では、高齢者や障がい者のかたの住まいの安全対策として、地震が発生したときの家具転倒事故を防ぐため「家具転倒防止器具」を無料で支給します。

●対象世帯

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯で、昨年度までに支給を受けられていない世帯

- ・70歳以上の高齢者のみの世帯
- ・身体障害者手帳（1級・2級に限る）の交付を受けているかたの属する世帯
- ・介護保険法の規定による要介護認定（要介護3以上）を受けているかたの属する世帯

●支給器具の種類

- 次の中から、合計3組（6個）まで支給します。（同じ種類3組6個でも可）
- ・L型金具（1組2個）
 - ・ベルト式器具（1組2個）
 - ※ベルトの長さは80cmまで
 - ・突っ張り棒（1組2本）
 - ※家具と天井の間の寸法が23cm～100cmまで固定できます。

●申請書類

- ①家具転倒防止器具支給申請書
- ②確約書（この事業を実施するにあたり、いくつかの注意

事項があります。申請時に、その事項についての確約書を提出してください）

申請書類は、総務課防災危機管理室のほか、市民課（市民文化会館1階）、保健福祉センターひだまり、各連絡所で配布します。また、ホームページ（アドレスは最終ページに掲載）からもダウンロードできます。

●申請書類提出先

総務課防災危機管理室（本庁舎2階）へ提出してください。

●申込期限

6月2日（月）～30日（月）

●支給方法

支給が決定した世帯のかたには、後日、市から「家具転倒防止器具決定通知書」を送付します。（必要に応じて事前に市から電話などで連絡をする場合があります）その後、通知書と引き換えに総務課防災危機管理室、保健福祉センターひだまり、または各連絡所で器具を受け取ってください。

●取り付けについて

申請者世帯において、高齢、障がいなどの事情により固定器具を取り付けることができないと認められた場合は、取り付けを支援します。

申請に基づき事前調査を行い、市職員またはボランティアなどの協力を得て、取り付けを行います。ただし、取り付けられない場合もあります。

取り付けに訪問する日程については、後日電話などで連絡調整します。（9～10月ごろ訪問予定）

◆ポイント

家屋の耐震化同様、住まいの安全・安心対策として、家具の置き場所などを見直し、部屋の出入口や避難経路付近には置かないようにするとともに、個々の家具は、しっかりと固定する。また、年に1度は見直し点検をする。ことが大切です。

●器具イメージ写真



① L型金具



②ベルト式器具



③突っ張り棒



④レール式金具（新しい器具）